

## 文化教養講座 みのり学級 参加者募集中！

### ● ● ● 歴史講座 ● ● ●

八女・広川の歴史を再発見しませんか？

■ **場所** 広川町古墳公園資料館（1月史跡探訪以外）

■ **定員** 先着 20 人（要事前申し込み）

| 期日                   | 講座内容           |
|----------------------|----------------|
| 5月25日(金)<br>10時～12時  | 南北朝戦乱期の八女・広川①  |
| 6月15日(金)<br>10時～12時  | 南北朝戦乱期の八女・広川②  |
| 9月21日(金)<br>10時～12時  | ひろかわで見つかった古代の瓦 |
| 11月16日(金)<br>10時～12時 | ふるさとの神・仏たち①    |
| 12月21日(金)<br>10時～12時 | ふるさとの神・仏たち②    |
| 1月18日(金)<br>9時～17時   | 八女地域の講座関連史跡探訪  |

※1月の史跡探訪時の昼食費などは実費です。

※原則すべての講座にご参加ください。

### ● ● ● 花講座 ● ● ●

ガーデニングの基本や寄せ植えについて学びませんか？花の知識を深め、自宅や地域を花いっぱいにしましょう。

■ **場所** 広川町役場西庁舎1階会議室

■ **定員** 先着 30 人（要事前申し込み）

| 期日                   | 主な講座内容                       |
|----------------------|------------------------------|
| 6月19日(火)<br>10時～12時  | エアープランツを使って<br>梅雨時期に気を付けること  |
| 7月17日(火)<br>10時～12時  | カラーサンドを使って<br>梅雨明けの植物管理      |
| 9月18日(火)<br>10時～12時  | 秋の寄せ植え<br>シクラメンのこと、秋の種まき     |
| 10月16日(火)<br>9時～17時  | 館外研修                         |
| 11月20日(火)<br>10時～12時 | 苔玉づくり、観葉植物の冬越し<br>冬～春花壇の植え付け |
| 12月18日(火)<br>10時～12時 | 正月飾り、冬を彩る鉢花の管理               |
| 1月15日(火)<br>10時～12時  | 和の苔玉づくり、<br>寒肥と厳寒期の植物管理      |
| 2月19日(火)<br>10時～12時  | 春の寄せ植え、<br>春の準備 針葉樹の手入れ      |

※材料費などは実費です。

※原則すべての講座にご参加ください。

問 中央公民館（教育委員会内）

☎0943-32-0093 内線 310

## 実行委員も募集中！ 平成30年度成人式



■ **期日** 平成31年1月13日(日)

9時受付、10時開式

■ **場所** 広川町産業展示会館

■ **対象** 平成10年4月2日～平成11年4月1日  
生まれの、町内在住または中学校卒業時  
に町内在住であった人

※対象者には、出欠確認のためハガキ（11月発送予定）を送付します。

※2か所以上転出（例：広川町→久留米市→福岡市へ転出）している場合は、以下までご連絡ください。

### 成人式実行委員募集！

本年度の新成人で、成人式を企画・運営する実行委員を募集しています。希望する場合は以下までご連絡ください。

問 教育委員会事務局 生涯学習係

☎0943-32-0093 内線 311、312

## 春は文様がよく見える時期です！ 弘化谷古墳一般公開

双脚輪状文や同心円文など、特殊な文様が描かれた古墳を公開します！



■ **日時** 4月8日(日) 9時～15時

■ **場所** 弘化谷古墳

問 教育委員会事務局 生涯学習係

☎0943-32-0093 内線 311

## 広川町で初開催！ スポーツ吹矢大会



■ **日時** 6月16日(土)  
9時～11時30分

■ **場所** はなやぎの里3階多目的ホール

■ **申込人数** 5人(または4人)一組 ※個人戦あり

■ **申込期限** 6月8日(金) ■ **参加費** 一人500円

■ **持参品** マウスピース、筒、矢

※200円でレンタルあり(3点セット)

問 総合クラブひろかわ事務局(生涯学習係内)

☎0943-32-0093 Fax 0943-32-4287 内線 310

# 主な町税

## ●軽自動車税

- ・地方税法が一部改正し、平成28年度から税率が変更しています。

(例)原動機付自転車

(50cc以下)の場合

改正前 1,000円

⇒ 改正後 2,000円

- ・4月1日の所有(使用者)者に課税されます。

| 種別                 |            |        | 年税額(円)                |                      |                           |
|--------------------|------------|--------|-----------------------|----------------------|---------------------------|
|                    |            |        | H27.3.31以前<br>新車新規登録分 | H27.4.1以降<br>新車新規登録分 | 新車新規登録<br>から13年経過<br>した車両 |
| 軽自動車               | 三輪         |        | 3,100                 | 3,900                | 4,600                     |
|                    | 四輪以上       | 乗用 自家用 | 7,200                 | 10,800               | 12,900                    |
|                    |            | 乗用 営業用 | 5,500                 | 6,900                | 8,200                     |
|                    | 貨物         | 自家用    | 4,000                 | 5,000                | 6,000                     |
|                    |            | 営業用    | 3,000                 | 3,800                | 4,500                     |
| (以下新車新規登録日に関わらず一律) |            |        |                       |                      |                           |
| 原動機付<br>自転車        | 二輪 250cc以下 |        | 3,600                 |                      |                           |
|                    | 50cc以下     |        | 2,000                 |                      |                           |
|                    | 90cc以下     |        | 2,000                 |                      |                           |
|                    | 125cc以下    |        | 2,400                 |                      |                           |
| ミニカー               |            | 3,700  |                       |                      |                           |
| 小型特殊<br>自動車        | 農耕作業用      |        | 2,400                 |                      |                           |
|                    | その他        |        | 5,900                 |                      |                           |
| 二輪の小型自動車           |            | 6,000  |                       |                      |                           |

## ●町県民税

|     | 課税所得金額 | 所得割  | 分離長期 | 分離短期 | 均等割    |
|-----|--------|------|------|------|--------|
| 町民税 | 一律     | 6.0% | 3.0% | 5.4% | 3,500円 |
| 県民税 | 一律     | 4.0% | 2.0% | 3.6% | 2,000円 |

## ●固定資産税

- ・1月1日の所有者に課税されます。

### 年税額

$$= (\text{土地、家屋、償却資産の課税標準}) \times 1.4\%$$

※各課税標準額が以下の場合は課税されません。

- 土地の課税標準額 30万円未満
- 家屋の課税標準額 20万円未満
- 償却資産の課税標準額 150万円未満

## ●国民健康保険税

- ・納税義務者は世帯主となります。
- ・第1期(5月)：前年度年税額の9分の1を賦課
- ・第2期(7月)：本算定、年税額を決定・通知

平成29年度の税率(平成30年度の税率は6月に決定予定)

|         | 医療分      | 支援分      | 介護分      |
|---------|----------|----------|----------|
| 所得割     | 6.3%     | 2.5%     | 2.1%     |
| 資産割     | 29.5%    | 8.5%     | 4.0%     |
| 被保険者均等割 | 22,000円  | 7,000円   | 10,000円  |
| 世帯別平等割  | 28,200円  | 7,000円   | 6,000円   |
| 限度額     | 540,000円 | 190,000円 | 160,000円 |

※64~74歳の世帯主で一定条件に該当する人は、国民健康保険税を年金から差し引いています。口座振替を希望する場合は、税務課へご連絡ください。

# 上下水道料金

## ●上水道

メータ使用料(1か月につき)

|      |      |        |        |
|------|------|--------|--------|
| 13mm | 52円  | 40mm   | 412円   |
| 20mm | 103円 | 50mm   | 823円   |
| 25mm | 155円 | 75mm以上 | 1,543円 |

基本料金(基本水量1か月10m<sup>3</sup>まで) 2,160円

超過料金(1m<sup>3</sup>につき) 216円

## ●下水道

基本使用料(1か月につき)汚水量7m<sup>3</sup>まで 1,440円

超過料金(1m<sup>3</sup>につき) 185円

※合計金額の10円未満については切り捨て

## 税は納期限までに納めましょう

納期限までに納付しない場合、遅延した期間に応じて督促手数料、延滞金を納める必要があります。

### ●財産を差し押さえ、強制的に徴収することがあります

- 給与・賞与・年金 差押禁止額を超える部分
- 預貯金 預貯金の残高(滞納金額相当部分)
- その他 不動産・売掛金・保険積立 など
- 搜索 自宅や事務所からの動産(金銭や電気製品など)の取り上げ(公売し、税にあてます)

※予告なしに行った財産調査や差し押さえなどによる影響(社会的信用を失うなど)は補償できません。

### ●滞納整理にも税金が使われています

納期限が守られると、督促や差し押さえなどの滞納整理にかかる経費が不要となります。貴重な税金を、みなさんのより良い暮らしのために有効利用できます。

### ●納税が困難なときはご相談ください

病気や失業、災害などで納期限内に町税などを納めることができない場合は、早めにご相談ください。

問 税務課 納税係 ☎0943-32-1114 内線141、144

